

新型コロナウイルス感染症

よくあるご質問・市の取り組みについてお知らせします

国内外での感染拡大が日々報道される中、市には「自分は大丈夫だろうか」「高齢の家族をどう守ればいいのか」「なぜ希望者すべてが検査を受けることができないのか」など、不安の声が届いています。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性のある病気です。市民の皆さんの不安の声に少しでもお答えできるよう、よくあるご質問とともに、感染拡大防止の取り組みについてまとめました。日常生活でのご不安やお困りごとがあれば、いつでもご相談ください。

Q 症状に不安を感じる。どこに相談したらいい？

A 下記症状のいずれかに当てはまる人は「帰国者・接触者相談センター」へお電話を。

◆風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く

※高齢者・基礎疾患のある人、妊娠中の方は、2日程度続く場合



◆強いだるさや息苦しさ（呼吸困難）がある場合は直ちにご相談ください



Q なぜ、市民が感染したのに県が対応しているの？市は感染された人に対して何もしないの？

A 県は、感染された人を中心とした専門知識を必要とする対応を、市は、感染の発生を予防するための施策に取り組んでいます。

兵庫県



【役割】県の一つの機関である保健所は、高い専門性を持ち、感染された人とその周囲へ個別の助言・指導を行います。

保健所

●●健康福祉事務所

▲▲健康福祉事務所

宝塚健康福祉事務所

管轄

三田市 宝塚市

※法により、政令市（神戸市）や中核市（西宮市等）は、独自に保健所を持つことができます。

【帰国者・接触者相談センター】



0797-62-7304

平日9時～17時30分

休日・夜間は、兵庫県コールセンター（24時間受付）
（078-362-9980 FAX 078-362-9874）

三田市



【役割】市は、広く市民に対し、感染の発生を予防するための施策に取り組んでいます。一人一人ができる感染予防の周知啓発や、市民の日常生活を維持するために必要な施設・事業者への支援などを行うとともに、今後起こりうる課題を想定し、準備を随時進め、対応しています。

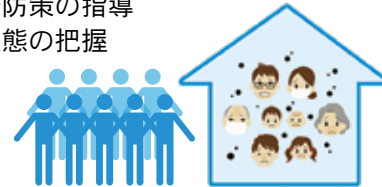
Q 市内で感染が確認された場合どんな対応がされているの？

A 感染源の推定、濃厚接触者の把握等により、感染拡大防止に努めています。

【感染された人には】
・医療機関への受診調整
・医療の提供



【濃厚接触者には】
・感染予防策の指導
・健康状態の把握



その他、発生予防、まん延防止のために必要がある場合、施設での消毒等が実施されます。

Q 症状がなくても、希望すれば検査は受けられるの？

A 医師が必要と判断した人のみ検査を受けられます

現在実施しているPCR検査の対象は、原則として症状がある人です。帰国者・接触者相談センターから紹介され、医師により検査が必要と判断された人に行っています。検査の対象を明確にすることで、医療を必要とする人をいち早く確認し、適正な医療を実施することで、ご本人の重症化を防ぐとともに、市中への感染拡大防止を目指しています。

Q 市は具体的にどんなことに取り組んでいるの？

A 市民の皆さんが安全・安心に生活できるよう、下記のような施策に取り組んでいます。



市の取り組み

市ではこれまで学校の休校、主催イベントの中止等、公共施設の利用制限、各施設へマスク等の物資配布などを行ってきました。今後は、子育て施設へのさらなる取り組みや事業者への支援も行うなど、市民生活と地域経済への影響を最小限に抑えることを考慮しつつ、皆さんの健康を守るため、引き続き感染拡大防止に向けて全力で取り組みます。

【市民の健康・くらしを守る取り組み】

- ◆ 公共施設の休館・利用制限
- ◆ 市関連イベント等の中止・延期

感染拡大防止の取り組みとして、屋内の公共施設は、対面で人と人が近い距離で活動する環境となるため、利用制限を行いました。また、市主催・関連イベント等は、原則延期または中止しました。今後も状況により適宜対応していきます。最新の情報は市ホームページでご確認ください。

①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話等をする密接場面を避けるなど感染予防対策にご協力をお願いします。

- ◆ 妊婦にマスクを配布



＜4月17日まで受付中＞

妊婦への感染を予防するため、マスク20枚をお渡ししています。母子健康手帳を持参（代理も可）し、お越しください。

受け取り場所・問い合わせ＝総合福祉保健センター2階 すすく子育て課（559-5701 FAX 559-5705）

- ◆ 住所変更に伴う手続きの混雑緩和に係るサービス利用

例年、4月は引っ越しに伴う手続きなどで窓口が大変混雑しますので、下記をご活用ください。

- ①4月5日（日）臨時休日窓口の利用（10時～15時）
- ②郵送による転出の届け出申請・問い合わせ＝市民課（559-5044 FAX 560-2101）



- ◆ 国民年金保険料が納付困難な場合の免除制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、失業、事業の廃止（廃業）・休止の届け出を行っている人などは、国民年金保険料の免除が適用可能な場合がありますのでご相談ください。



【事業者・施設への支援】

- ◆ 事業者相談窓口を設置

平日9時～17時30分
中小企業等の資金繰りや経営相談、支援制度の案内を行っています。お気軽にご相談ください。
問い合わせ＝【融資相談・制度の案内】産業政策課（559-5085 FAX 559-5024）【経営相談】市商工会（563-4455 FAX 563-6675 ※会員以外も可）

- ◆ 各施設にマスクや消毒液を配布

医療、福祉サービスを安全に提供するため、市の防災備蓄物資から、いち早く医療機関へマスクを配付し、介護・障害福祉・保育施設等には、マスクと手指用のアルコール消毒液を配布しました。



ご不安やお困りごとがあれば、ご相談ください。

- ◆ 公共施設の休館・利用制限に関すること 協働推進課（559-5039 FAX 563-1360）

*平日9時～17時30分

- ◆ 市主催・関連のイベント等の中止・延期に関すること 文化スポーツ課（559-5022 FAX 563-7776）

- ◆ 幼稚園、認定こども園、保育所、放課後児童クラブ、子育て支援施設に関すること 幼児教育振興課（559-5232 FAX 563-3611）



- ◆ 保健師などによる一般的な健康相談 健康増進課（559-6155 FAX 559-5705）

- ◆ 市立学校に関すること 学校教育課（559-5138 FAX 559-6400）

【市ホームページ】